

結核指定医療機関関係について

1. 新たに指定を受ける場合

病院，診療所，薬局を新たに開設し，結核に関する医療を担当する場合には，指定申請書を提出する。

2. 指定医療機関を辞退する場合

辞退をする日の30日以上前に辞退申請書を提出する。

3. 医療機関指定に書かれている内容に変更がある場合

変更届で可能な軽微な変更の場合変更届を提出する。

◆ 現在の指定を辞退し，新たな指定申請書が必要な場合

- ① 開設者が変わるとき
- ② 開設者を個人から法人に，法人から個人に変更するとき
- ③ 医療機関を移転するとき（増改築などによる仮移転を含む）
- ④ 診療所を病院に，病院を診療所に変更するとき

◆ 変更届が必要な場合

- ① 内容の変更を伴わず単に名称を変更したとき
- ② 住居表示の変更などにより，医療機関の所在地名の呼称及び地番に変更があったとき
- ③ 婚姻，養子縁組，法人の名称変更などにより，開設者名に変更があったとき
- ④ 開設者の住所に変更があったとき